

○平成28年改正給与条例附則第4項から第6項までの規定による給料に関する規則の運用について

(平成30年12月25日岡人委第323号通知)

このことについて、次のとおり定めたので、平成31年4月1日以降はこれによつてください。

記

第3条関係

- 1 この条の第1項第5号の「人事委員会の定める額」は、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める額とする。
- 2 この条の第2項の「人事委員会の定める額」は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 一 この条の第1項第1号及び第3号に掲げる場合に該当することとなった職員（次号又は第3号に掲げる職員を除く。）その者が該当することとなったこの条の第1項第1号及び第3号に掲げる場合に、切替日（平成28年4月1日。以下同じ。）の前日に順次該当することとなったものとした場合に同日に受けることとなる給料月額に相当する額
 - 二 この条の第1項第4号に掲げる場合に該当することとなった職員（次号に掲げる職員を除く。）次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
 - イ この条の第1項第4号イに掲げる職員 その者が該当することとなった同項第1号又は第3号に掲げる場合に、切替日の前日に順次該当することとなったものとした場合に同日に受けることとなる給料月額に相当する額（ロにおいて「第2号複数事由相当額」という。）に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和26年岡山県条例第58号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額
 - ロ この条の第1項第4号ロに掲げる職員 第2号複数事由相当額
- 三 この条の第1項第2号又は第5号に掲げる場合に該当することとなった職員 あらかじめ人事委員会の承認を得て定める額

第4条関係

- 1 この条の第1項の「その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者」は、次に掲げる者とする。
 - 一 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人（同条第4項に規定する行政執行法人を除く。）に勤務する者
 - 二 国立大学法人等（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。）に勤務する者
 - 三 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年岡山県条例第9号）第11条第1号に規定する退職派遣者
 - 四 特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律118号）第2条

第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。)に勤務する者

五 一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人をいう。)に勤務する者

六 人事委員会が前各号に掲げる者に準ずると認める者

- 2 この条の第1項の「人事委員会の定める職員」は、新たに給料表の適用を受けることとなった日における号給について人事委員会の承認を得て決定された職員とし、これらの職員についての「人事委員会の定める額」は、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める額とする。

その他の事項

- 1 岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成28年岡山県条例第4号。次項において「改正給与条例」という。)附則第4項から第6項までの規定による給料を支給される職員又はその額若しくはその算定に係る給料月額に変動がある職員に対しては、人事異動通知書又はこれに代わる文書(以下「通知書等」という。)によりそれらの場合に支給されることとなる各項の規定による給料の額を通知するものとする。ただし、通知書等の交付によらないことを相当と認める場合には、適当な方法をもって通知書等の交付に代えることができる。

なお、通知書等の記入に当たっての参考例を示せば、次のとおりである。

「平成28年岡山県条例第4号附則第4項の規定による給料〇円を給する。」

- 2 改正給与条例附則第4項から第6項までの規定による給料の額の算定については、調書等を作成し、その計算の過程等を明確にしておくものとする。